

公立大学法人下関市立大学役員報酬規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 2 2 号

改正 平成 19 年 6 月 11 日規程第 97 号
平成 19 年 12 月 19 日規程第 113 号
平成 20 年 4 月 1 日規程第 20 号
平成 21 年 6 月 1 日規程第 25 号
平成 21 年 11 月 30 日規程第 34 号
平成 22 年 3 月 17 日規程第 3 号
平成 22 年 11 月 29 日規程第 24 号
平成 23 年 3 月 14 日規程第 15 号
平成 23 年 4 月 19 日規程第 19 号
平成 23 年 5 月 31 日規程第 20 号
平成 24 年 3 月 15 日規程第 9 号
平成 25 年 2 月 27 日規程第 3 号
平成 25 年 6 月 26 日規程第 14 号
平成 26 年 3 月 26 日規程第 3 号
平成 26 年 12 月 24 日規程第 15 号
平成 28 年 3 月 25 日規程第 5 号
平成 28 年 12 月 19 日規程第 27 号
平成 29 年 12 月 22 日規程第 30 号
平成 30 年 12 月 21 日規程第 15 号
令和元年 12 月 24 日規程第 22 号
令和 2 年 3 月 5 日規程第 8 号
令和 2 年 11 月 30 日規程第 71 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 5 月 25 日規程第 14 号
令和 4 年 7 月 27 日規程第 20 号
令和 4 年 12 月 21 日規程第 28 号
令和 5 年 12 月 25 日規程第 37 号
令和 6 年 12 月 24 日規程第 32 号

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条第 1 項の規定により準用される同法第 48 条の規定に基づき、公立大学法人下関市立大学の役員の報酬について定めることを目的とする。

（役員の報酬）

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。

（報酬の支給日）

第 3 条 役員の報酬（期末手当を除く。）の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

（基本報酬）

第 4 条 常勤の役員の基本報酬月額、次のとおりとする。

理 事 長	8 2 5, 0 0 0 円
副理事長	7 5 5, 0 0 0 円
理 事（常勤）	6 3 0, 0 0 0 円
理 事（職員兼務）	1 0 0, 0 0 0 円以内で理事長が定める額 （通勤手当）

第5条 通勤手当は、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第30条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に対して支給する。ただし、職員を兼務する者で、職員として通勤手当の支給を受けている者に対しては、支給しない。

2 通勤手当の月額は、給与規程第30条に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において理事長が定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、基本報酬月額に、100分の276を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 職員が引き続いて役員となった場合、前項の在職期間は職員であった期間を通算する。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。

（月の途中で就任又は退職した場合の報酬）

第7条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員に支給する就任当月分の基本報酬は、第3条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本報酬月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額（以下この条において「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した常勤の役員に支給する退職当月分の基本報酬は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本報酬月額を全額支給する。

(非常勤役員報酬)

第8条 非常勤の役員の報酬額は、次の各号に掲げる非常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 理 事 日額 30,000円

(2) 監 事 日額 30,000円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人下関市立大学職員等旅費規程（平成19年規程第37号）の例により支給する。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の258」とあるのは「100分の234」とする。

3 平成22年4月1日から平成23年4月30日までの間に限り、理事長の基本報酬月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する基本報酬月額に100分の95を乗じて得た額とする。

4 平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間に限り、理事長及び理事（事務局長）の基本報酬月額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定によるそれぞれの基本報酬月額に、理事長にあつては100分の85、理事（事務局長）にあつては100分の90を乗じて得た額とする。

5 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、理事長及び理事（事務局長）の基本報酬月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する基本報酬月額に100分の90を乗じて得た額とする。

6 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、理事長及び理事（事務局長）の基本報酬月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する基本報酬月額に100分の90を乗じて得た額とする。

7 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、理事長及び理事（事務局長）の基本報酬月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する基本報酬月額に、理事長にあつては100分の95を、理事（事務局長）にあつては100分の97を乗じて得た額とする。

附 則（平成19年6月11日規程第97号）

この規程は、平成19年6月11日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月19日規程第113号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成19年12月25日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（報酬の内払）

3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成20年4月1日規程第20号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日規程第25号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第34号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規程第3号）

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則（平成22年11月29日規程第24号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日規程第15号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 19 日規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 31 日規程第 20 号）

この規程は、平成 23 年 5 月 31 日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日規程第 9 号）

この規程は、平成 24 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 27 日規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 26 日規程第 14 号）

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規程第 3 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規程第 15 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日規程第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 19 日規程第 27 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 12 月 22 日規程第 30 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日規程第 15 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 21 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
（報酬の内払）
- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（令和元年 12 月 24 日規程第 22 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 24 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
（報酬の内払）

- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（令和2年3月5日規程第8号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規程第71号） 抄

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月25日規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程第6条第2項又は第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 267 分の 18 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和4年7月27日規程第20号）

この規程は、令和4年7月28日から施行する。

附 則（令和4年12月21日規程第28号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改

正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (令和5年12月25日規程第37号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (令和6年12月24日規程第32号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程（以下「改正後の報酬規程」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人下関市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。